

令和6年(ワ)第30739号 法廷警察権行使に対する国家賠償請求事件
原告 鈴木賢ほか2名
被告 国

陳述書

東京地方裁判所 民事第17部合議1係 御中

令和7年 11月 11日

(住所)

(氏名)

北 美幸

私は、令和5年6月8日の福岡地方裁判所における「『結婚の自由をすべての人に』訴訟」の判決言渡し期日の際の出来事に関連して、以下のとおり、陳述します。

1 私の取組みについて

- (1) 私は、アメリカ史、アメリカ研究を専門分野とする研究者であり、現在、北九州市立大学外国語学部の教授の立場にあります。
- (2) 2011年(平成23年)6月、ニューヨーク大学客員研究員としてニューヨーク市を訪れていた際、ニューヨーク州の同性結婚法制化と、その数日後に行われたニューヨーク市のLGBTプライド・パレードに偶然居合わせたことが研究上の契機となり、その後、不条理な差別のあり方や差別への対抗の歴史、マイノリティの文化の豊かさや強さなどについての研究や支援活動を続けています。

2020年度(令和2年度)には、北九州市立大学において、「本学におけるセクシュアル・マイノリティの包摂と支援およびSOGIの多様性推進のあり方についての研究」(2022年度より通称:『あっ、カラフル』プロジェクト)を立ち上げて、性の多様性についての理解を促進するための活動を展開

しています。

別添1の写真のポシェットは、このプロジェクトの一環として、私が特注をして作成してもらったものです。約17cm×23cmのサイズで、表面の白色の下地の上に、6色のレインボー柄と、「あっ」、「カラフルプロジェクト」の文字が入っています。

- (3) 私は、『結婚の自由をすべての人に』訴訟』については、第一審の判決言渡し期日までの11回の期日のうち9回ほど傍聴に行き、うち1回を除き実際に傍聴をしました。控訴審についても、判決言渡し期日を含めて、すべての期日を傍聴しました。

また、私のゼミでは、活動の一つとして、学生と『結婚の自由をすべての人に』訴訟』の傍聴に一緒に行っています。そのほか、プロジェクトに参加している、自らがLGBT当事者である学生たちも含め、毎回、引率をしていました。

令和5年6月8日の判決に向けて、同年4月25日と27日には、『結婚の自由をすべての人に』訴訟』の原告訴訟代理人の弁護士3名、及び、原告の方2名に本学に来てもらうなどして、「わたくしたちの同性婚 同性婚で何が変わる？社会が変わる？」というイベントも開催しました（別添2）。受講生は皆、大変熱心に講演を聞いていました。裁判を傍聴したいと受講生同士で会話したとも聞き及んでいます。

2 令和5年6月8日の出来事について

- (1) 令和5年6月8日、私は、ゼミ生7名を含めた合計9名と、『結婚の自由をすべての人に』訴訟』の判決言渡し期日の傍聴に行きました。
- (2) 裁判所の外で、傍聴抽選券の配布が行われて抽選となりましたが、私は落選しました。一緒に行った学生は、5名が傍聴することができることになりました。

私は、裁判所の外で期日が終わるのを待ち、学生たちが出てきた後、皆で昼食を取りました。昼食の際、傍聴をした学生の一人である村上真菜さんが、私が傍聴にあたり村上さんに貸していたポシェットについて、裁判所の方から隠すように指示されて隠させられたという話を聞きました。前述のとおり、私は『結婚の自由をすべての人に』訴訟』のほとんどの期日を傍聴してきましたが、裁判所がそのような規制をしたことは一度もなく、率直に驚きました。村上さんは、裁判所の対応が怖かったという話もしていました。

昼食の後、弁護士会館で開催された報告会に参加しました。質疑応答の際、鈴木賢先生が傍聴にあたり靴下の柄を隠させられたといった話をしていました。

また、報告会のあと、弁護士会館の中で開催された懇親会にも参加しましたが、そこでも、腕時計やタオルハンカチなどについて規制がされたという話を聞きました。

私として、このような裁判所のあり方について強い不信感をおぼえ、また、傍聴に引率する学生に精神的な負担を掛けた対応に憤りも感じ、この日のうちに、裁判所に対する申入書を作成しました。

- (3) 私は、令和5年6月13日、「『結婚の自由をすべての人に』訴訟」の裁判長である上田洋幸氏あての申入書（別添3）と、福岡地方裁判所所長あての申入書（別添4）を、それぞれ郵送しました。

これらの申入書に対して、上田裁判長や所長からは、何らの返答もありません。

3 私としての考えについて

- (1) 前述のとおり、私は、「『結婚の自由をすべての人に』訴訟」のほとんどの期日を傍聴していますが、第一審の判決言渡し期日のときのようなレインボー柄を規制する服装検査や所持品検査が行われたことはありません。この判決言渡し期日のときの裁判所の対応については、いったん何だったんだろうという話を、当時も周りの方々とよくしていました。

私の感覚的なものですが、私が傍聴をしたときには、毎回3割くらいの方が何らかのレインボー柄を身に着けていたと記憶しています。私も、傍聴の際には、常に「あっ、カラフル」プロジェクトのポシエットを身に着けていました。レインボー柄を身に着けるという行為は、傍聴人や支援者の間で示し合わせて行っていたものではなく、それぞれが自主的に行っていたものです。

- (2) 私は、「『結婚の自由をすべての人に』訴訟」の期日の際、この訴訟や同性婚に反対する方が、少なくともそれと分かる形で裁判所の内外にいたということを見たり聞いたこともありません。

また、この訴訟の期日の際、反対派の人たちと支援者の間で何らかのトラブルが生じたという話も、私は見たことも聞いたこともありません。

- (3) 私は、レインボー柄は、「はちまき、ゼッケン、たすき、腕章、その他これに類するもの」にはあたらないと思います。裁判長の目に入るはずもない、例えば靴下や腕時計のバンド、1cm程度の大きさのイヤリングを隠す必要があるとは全く思えません。加えて、当日は判決言渡しで、あらかじめ用意された判決文が読み上げられるだけなので、傍聴人の服装によって判決が変わるわけではなく、判決が影響を受けたと感じる人もいないはずで、その意味でも、なおさら裁判長の意図が分からないと思いました。

(4) 裁判において、国の方は、レインボー柄を隠すのが任意であった旨を主張しているようですが、仮にそうであればはっきりと「任意である」と言う必要があると思います。北九州市立大学の学生たちは基本的にとても真面目ですので、裁判所職員の指示を「従わなければならないもの」と受け取るのは当然ですし、レインボー柄のポシエットを身につけていたことをまるで悪いことをしていたように感じたと思われまます。また、こういった出来事によって、学生たちが LGBT に関する取り組み自体にマイナスイメージを持ったり、取り組みを行うことに臆病になったりすることも危惧されます。

以 上

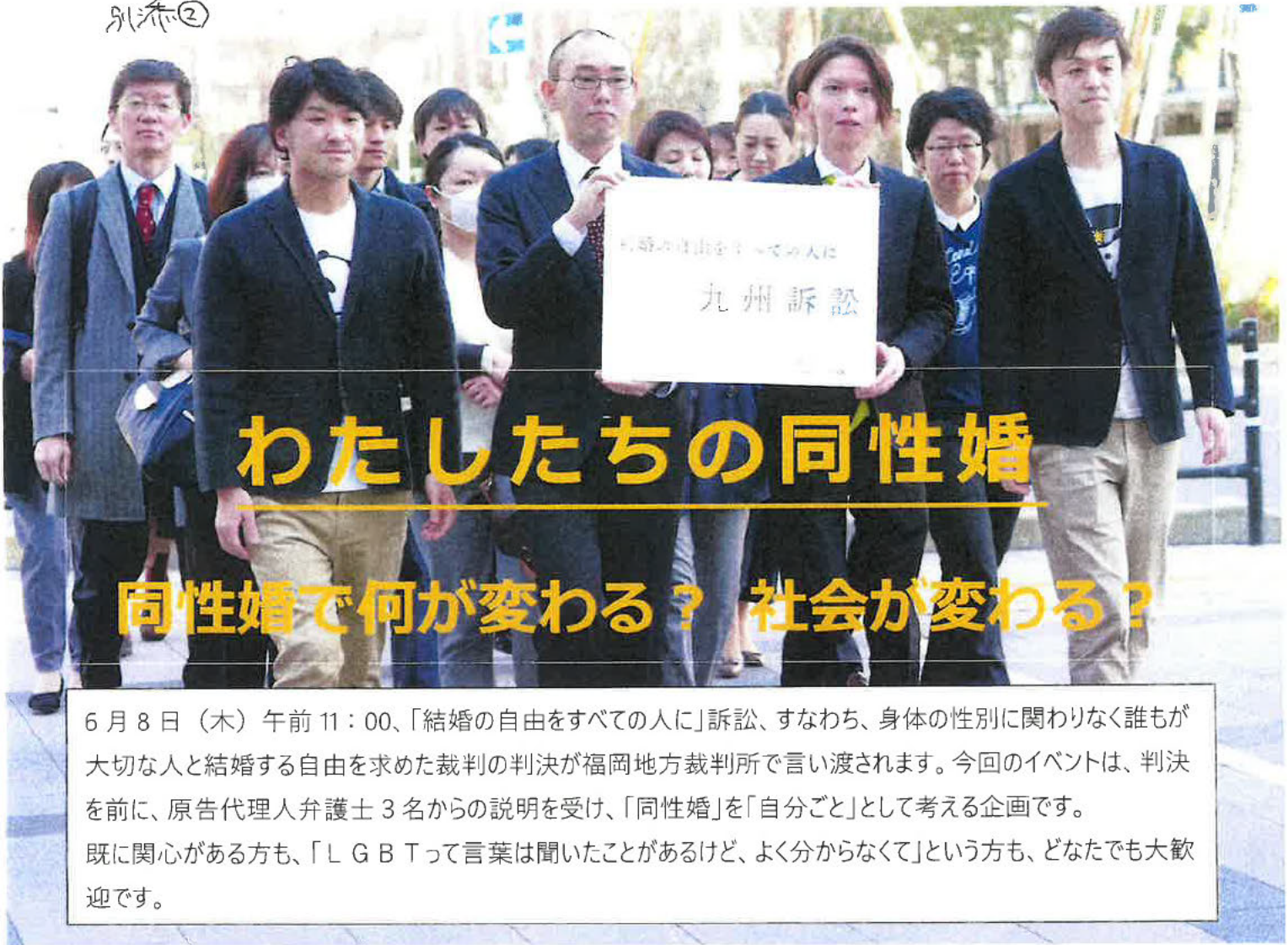
別添①

ポシェットの写真（表）



ポシェットの写真 (裏)





わたしたちの同性婚

同性婚で何が変わる？ 社会が変わる？

6月8日（木）午前11：00、「結婚の自由をすべての人に」訴訟、すなわち、身体の性別に関わりなく誰もが大切な人と結婚する自由を求めた裁判の判決が福岡地方裁判所で言い渡されます。今回のイベントは、判決を前に、原告代理人弁護士3名からの説明を受け、「同性婚」を「自分ごと」として考える企画です。既に関心がある方も、「LGBTって言葉は聞いたことがあるけど、よく分からなくて」という方も、どなたでも大歓迎です。

- | 日時 | 2023年4月27日（木）18：00～19：30
 - | 場所 | 北九州市立大学北方キャンパス本館 D504 教室
 - | 対象 | どなたでも | 参加費 | 無料
 - | 登録 | <https://forms.office.com/r/Uy2GQURkKjz>
- * 当日飛入り参加可能（予約優先）



| 関連イベント |

- ☆「日本社会に婚姻平等を」 弁護団による訴訟の解説、訴訟原告のまさひろさん・こうすけさんご来学
4月25日（火）13：00～ @C303 教室
- ☆『ジェンダー論』
（「結婚の自由をすべての人に」まさひろさん・こうすけさんもご出演）
- ☆『社会哲学』
（「制度を変える—LGBTQ に関する2つの実践から」）

4月27日
授業動画
全学公開



詳しくは「あっ、カラフル」プロジェクト Instagram をご覧下さい。 https://www.instagram.com/sogi_ukky/

問い合わせ先：外国語学部・北美幸

主催：「あっ、カラフル」プロジェクト（2022年度学長選考型研究費A「本学におけるセクシュアル・マイノリティの包摂と支援および SOGI 多様性推進のあり方についての研究」研究代表者：北美幸） / 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟弁護団

わたしたちの同性婚 ～同性婚で何が変わる？ 社会が変わる？

今や日本を除くG7七か国はもちろん、世界では30を超える国々で、同性同士の結婚が認められています(パートナーシップ制度を含めるともっと沢山の国が同性同士のカップルを祝福しています)。それなのに日本では同性同士のカップルは結婚することができません。

現在、北海道、東京、名古屋、大阪、福岡の各裁判所で、同性婚できない今の制度は憲法に違反していると訴える裁判が行われています。これまでに違憲だと明確に認める判決や、違憲状態だと述べる判決が言い渡され、国会でも同性婚をめぐる議論が交わされています。

地元福岡の裁判は、来る6月8日(木)に判決が言い渡されます。

同性婚なんて、自分には関係のない一部の人たちのこと、そう思っていないですか？ 同性婚なんて別に必要ない、そんな何気ない言葉はそれを切実に望む方たちにとっては深く胸をえぐる刃となります。それは私たちの住む社会が、差別が公然と行われている社会であることを示すものでもあります。

無自覚な差別の意識をそのままにしていると、その差別はいつかちょっとしたきっかけであなたに向けられないとも限りません。

だから、同性婚の問題は、すべての人と関わりのある、平等な、差別のない社会の実現のために、とてもたいせつな問題なのです。紛れもなく、わたしたちの問題、なのです。

今回は、3名の弁護士が、この裁判の代理人弁護士の立場で、裁判の今の状況や原告達の思いを紹介するとともに、参加者のみなさんと、「わたしにとって同性婚とはなんだろう」、「実現することで、社会はどんなふうになるのだろう(あるいは変わらないのだろう)」ということについて、考えてみたいと思います。

多くの方々の参加をお待ちしています。

2023年6月13日

福岡地方裁判所 第6民事部

上田 洋幸 様

北九州市立大学外国語学部

教授 北 美 幸

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年6月8日、弊学学生9名を引率し、「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟判決（事件番号：令和元年(ワ)第2827号、令和3年(ワ)第447号）の傍聴に伺いました。私自身は抽選に外れたため、その場にいなかったのですが、入廷後、レインボー柄のグッズの持ち込みを禁止された、具体的には、小物は鞆などの中にしまうように指示されるとともに、衣服の場合は柄の上からガムテープを貼る措置を施されたと傍聴した学生たちから聞き及んでおります。

学生が所持していたものは、レインボー柄が10cm×15cm程度のポシエットで、事前に持ち込み禁止物として他裁判所のウェブサイトで挙げられている「はちまき、ゼッケン、たすき、腕章、その他これに類するもの」ではございません。そして、レインボー柄のポシエットを所持して法廷に入ること、法廷の秩序に影響があるとは思えません。また、小物を鞆の中にしまうだけならともかく、ガムテープを貼られると困る衣服を着て来てしまった場合、退廷せざるを得ません。

このようなことでは学修指導に支障が生じる可能性がございます。

今後はこのような対応をとられないよう、よろしくお願い申し上げます。

2023年6月13日

福岡地方裁判所長

田口 直樹 様

北九州市立大学外国語学部

教授 北 美 幸

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年6月8日、弊学学生9名を引率し、「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟判決（事件番号：令和元年(ワ)第2827号、令和3年(ワ)第447号）の傍聴に伺いました。私自身は抽選に外れたため、その場にいなかったのですが、入廷後、レインボー柄のグッズの持ち込みを禁止された、具体的には、小物は鞆などの中にしまうように指示されるとともに、衣服の場合は柄の上からガムテープを貼る措置を施されたと傍聴した学生たちから聞き及んでおります。

学生が所持していたものは、レインボー柄が10cm×15cm程度のポシェットで、事前に持ち込み禁止物として他裁判所のウェブサイトで挙げられている「はちまき、ゼッケン、たすき、腕章、その他これに類するもの」ではございません。そして、レインボー柄のポシェットを所持して法廷に入ること、法廷の秩序に影響があるとは思えません。また、小物を鞆の中にしまうだけならともかく、ガムテープを貼られると困る衣服を着て来てしまった場合、退廷せざるを得ません。

このようなことでは学修指導に支障が生じる可能性がございます。

今後はこのような対応をとられないよう、よろしくお願い申し上げます。